

私第3447号
平成27年3月13日

各私立小・中・高・中等教育学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

経常費補助金配分基準の自己評価の結果の報告書
の公表の範囲の改正について（通知）

学校教育法施行規則第66条及び第67条により、各学校は、自己評価及び学校関係者評価（以下、「学校評価」とします。）を行い、その結果を公表しなければならないとされています。

本府では、各私立学校の学校評価結果報告書のホームページ公表にあたり、経常費補助金配分基準における情報開示の取り扱い（公表資料及び公表基準等）を満たさない法人については、経常費補助金の配分額から定額を減額しているところです。

このたび、自己評価の結果の公表については、PDCAサイクルに基づいた内容のものを補助の対象とすることを明確にするため、自己評価の結果の公表の範囲について、別表のとおり改正を行い、平成27年度の経常費補助金の配分から適用します。

【お問い合わせ先】

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 川谷・岡本

電話 06-6210-9274